

大和市社会福祉審議会専門委員会運営要領

平成23年2月16日制 定

平成29年2月22日一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、大和市社会福祉審議会規則（昭和53年3月31日規則第5号）第11条に基づき大和市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第2条 審議会に、次に掲げる専門委員会を置き、その委員は規定する人数の範囲内において会長が指名する。

- (1) 福祉行政にかかわる指定管理者評価委員会（5名以内）
- (2) 社会福祉充実計画にかかわる専門委員会（6名以内）

(会議録)

第3条 専門委員会の議事については、会議の概要を記載した議事録を作成し、審議会へ報告しなければならない。

附 則

この要領は、審議会の決議の日から施行する。

附 則（平成29年2月22日改正）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。